「

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	399,000	0			2	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・産卵低下症候群―1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0			2	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価・産卵低下症候群―1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0			2	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0			2	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・産卵低下症候群―1976・トリニューモウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0			2	2
鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	281,500	20,300			9	2
マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン（シード）	428,200	37,400			10	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C型）液状混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	269,600	0			2	2

」に、

「

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0			2	2

」を

「

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0			2	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価・鶏伝染性コリーザ（A・C型）混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	312,800	0			2	2

」に、

「

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎３価・鶏伝染性コリーザ（A・C型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	399,000	0			2	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価・鶏伝染性コリーザ（A・C型）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0			2	2

」を

「

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎３価・鶏伝染性コリーザ（A・C型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	399,000	0			2	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C型）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	399,000	0			2	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価・鶏伝染性コリーザ（A・C型）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0			2	2
狂犬病組織培養不活化ワクチン（シード）	125,200	0	12	2		5 mL未満の場合 5 5 mL以上20 mL未満の場合 2
猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症２価・猫汎白血球減少症混合ワクチン（シード）	271,200	20,300	32			5

」に

改める。

○農林水産省告示第千六百二十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年七月四日

農林水産大臣　郡司　彰

ただし書中「(69)まで」を「(83)まで」に改め、(112)を(126)とし、(68)から(111)までを十四ずつ繰り下げ、(67)を(80)とし、(80)の次に次のように加える。

(81)　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス）混合ワクチン（シード）